

合志市地域公共交通協議会設置要綱

平成20年4月21日

告示第31号

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、合志市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。ただし、第2号に掲げる事項のうち、旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）については、第8条で定める運賃部会で協議する。

- (1) 活性化再生法の規定に基づき作成する計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な公共交通体系の態様及び運賃等に関する事項
- (3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 市民又は利用者の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (4) 関係する公共交通事業者及びその組織する団体の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (7) 道路管理者、熊本県警察、学識経験者
- (8) 法定計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者の代表者
- (9) その他の協議会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(議事)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議事の議決は、出席委員の3分の2以上で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。

(作業部会)

第7条 会長は、協議会の運営に関し必要な事項を処理するため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成員は、第3条の委員の中から会長が指名する者とする。

3 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(運賃部会)

第8条 運賃等を協議するため、道路運送法第9条第4項に規定する協議会として運賃部会を置く。

2 運賃部会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 運賃等に関する事項

(2) その他運賃部会が必要と認める事項

3 運賃部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者

(4) 市民及び公共交通利用者の代表者

4 運賃部会に部会長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。

5 部会長は、運賃部会を代表し、会務を総理する。ただし、部会長に事故があるとき又は

部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

6 第5条の規定は、運賃部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「運賃部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、運賃部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

(事務所及び事務局)

第9条 協議会の事務所は、熊本県合志市竹迫2140番地合志市役所に置く。

2 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

3 事務局は、市長公室企画課に置く。

4 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に、監査委員を2人置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が選任する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、合志市予算事務規則（平成18年合志市規則第35号）、合志市会計規則（平成18年合志市規則第38号）、合志市契約事務規則（平成18年合志市規則第37号）等に準ずる。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

附 則(平成22年訓令第10号)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月10日告示第12号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月13日告示第20号)

改正 平成27年10月20日告示第37号

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年11月1日から平成27年11月30日までの間に委嘱される委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成27年10月20日告示第37号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第6号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日告示第58号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年〇月〇日告示第〇〇号)

この告示は、令和6年〇月〇日から施行する。